

## 第24回役員会議事要旨

| 日 時                  | 場 所 | 欠 席 者            | 陪 席 者         |
|----------------------|-----|------------------|---------------|
| 平成18年3月10日（金）13時30分～ | 学長室 | 学術担当理事<br>経営担当理事 | 常勤監事<br>非常勤監事 |

### 1. 議 題

#### (1) 経営協議会の審議事項等について

総務・財務担当理事から、議題資料1に基づき、3月15日開催予定の経営協議会に諮る審議事項等について説明があり、審議の結果、承認した。

#### (2) 教育研究評議会の審議事項等について

総務・財務担当理事から、議題資料2に基づき、3月17日開催予定の教育研究評議会に諮る審議事項等について説明があり、審議の結果、承認した。

#### (3) 香川大学農学部、香川大学大学院農学研究科の改組について

学長から、議題資料3に基づき、農学部・農学研究科の改組については、平成17年5月13日開催の部局長等会議において了承されたので、大学設置・学校法人審議会へ事前伺いをを行った上で、平成17年7月20日に文部科学省に対して設置報告書を提出していたものであるが、役員会として承認願いたい旨発言があった。

引き続き、学長から、これまでの学内手続きの経過、並びに、改組後の教育・研究体制等の概要について説明があり、審議の結果、これを承認した。

なお、学長から、経済学部における教育体制の改革（コース制の導入）については、当該学部の教育課程の変更のため学部規程の改正のみ行い、学則等の改正は伴わない旨発言があった。

#### (4) 香川大学学則の一部改正について

教育担当理事から、議題資料4に基づき、農学部の改組及び学校教育法の改正に伴い第2年次編入学の入学資格等に関し、所要の事項を整備するため、学則を一部改正することについて審議願いたい旨説明があり、審議の結果、原案を了承した。

#### (5) 香川大学大学院学則の一部改正について

教育担当理事から、議題資料5に基づき、大学院農学研究科の改組及び学校教育法の改正等に伴い所要の事項を整備するため、大学院学則を一部改正することについて審議願いたい旨説明があり、審議の結果、原案を了承した。

#### (6) 香川大学組織運営規則の一部改正について

総務・財務担当理事から、議題資料6に基づき、農学部の改組に伴い、所要の事項を整備するため香川大学組織運営規則を一部改正することについて審議願いたい旨説明があった。

審議の結果、改正案の第8条を削ることとした上で、原案を了承した。

なお、文言について修正がある場合は、学長及び総務・財務担当理事に一任することとした。

#### (7) 生涯学習政策アドバイザーの派遣に係る香川大学と香川県教育委員会との協定について

教育担当理事から、議題資料7に基づき、生涯学習の振興に資するため、本学の生涯学習教育研究センターの専任教員を生涯学習政策アドバイザーとして香川県教育委員会に派遣することを内容とする本学と香川県教育委員会との協定の締結について、3月3日開催の部局長等会議において了承された旨説明があり、審議の結果、原案を承認した。

なお、3月29日に本学において協定書を締結し、18年度から運用することとした。

#### (8) 香川大学キャリア支援センター（仮称）の設置について

教育担当理事から、議題資料8及び参考資料に基づき、2月23日開催の役員会において引き続き検討することとした標記センターの設置について、再度検討を行い、設置構想をまとめたので審議願いたい旨説明があった。

審議の結果、原案を了承し、部局長等会議において協議することとした。

なお、学長から、専任教員には、キャリア教育と就職支援を担当してもらうこととし、配置については、学内共同教育研究施設の在り方の検討の中で検討していくこととする旨、発言があった。

- (9) 香川大学キャリア支援センター設置に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について  
総務・財務担当理事から、議題資料9に基づき、標記規則の審議については、本来ならばキャリア支援センターの設置が決定の後に行うべきものであるが、センター設置の検討と併行して所要の関係規則の整備を行うことについて審議願いたい旨説明があり、審議の結果、原案を了承した。
- (10) 平成18年度計画について  
連携・評価担当理事から、議題資料10に基づき、国立大学法人法第35条の規定に基づき平成18年度計画(案)を作成したので審議願いたい旨説明があり、審議の結果、原案を了承し、経営協議会等において審議することとした。  
なお、同(案)に対する意見があれば3月13日の午前中までに同理事に申し出ることとし、軽微な修正等の取扱いについては、学長及び同理事に一任することとした。
- (11) 国立大学法人香川大会計規則の一部改正について  
総務・財務担当理事から、議題資料11及び参考資料に基づき、平成17年12月22日付けで国立大学法人会計基準等が改訂され、平成18年事業年度から減損会計基準が導入されることに伴い、標記規則を一部改正することについて説明があった。  
審議の結果、原案を了承し、経営協議会において審議することとした。
- (12) 国立大学法人香川大学危機管理規則の制定について  
総務・財務担当理事から、議題資料12及び参考資料に基づき、12月2日開催の部局長等会議において設置が了承された「災害・大規模事故の危機等に備え、予防対策、発生時の対策を盛り込んだ全学のマニュアル策定」を行うワーキング・グループにおいて、全学の危機管理マニュアル策定にあたり、その基本となる大学としての危機管理の方針として標記規則(案)を作成したので審議願いたい旨説明があった。  
審議の結果、原案を了承し、教育研究評議会において審議することとした。
- (13) 学内共同教育研究施設における教員選考の取扱いについて  
学長から、議題資料13-1及び13-2に基づき、2月23日開催の役員会において引き続き検討することとしていた本件について、各理事の所掌するセンターの調査結果及び他大学における組織の再編状況等を取りまとめた旨説明があった。  
検討の結果、引き続きセンターの在り方について、役員懇談会及び役員会において検討することとした。
- (14) 国立大学法人香川大学役員報酬規則等の一部改正について  
労務担当理事から、議題資料14-1、14-2及び参考資料に基づき、以下の理由等により、標記規則を一部改正することについて審議願いたい旨説明があった。  
給与法の改正により指定職俸給表の引き下げが行われること。  
国立大学法人評価委員会の業績評価を含め総合的に勘案し、期末特別手当及び役員退職手当を決定できるようにすること。  
国内外の優れた者を役員に招聘する等、特別な報酬を設定すること。  
審議の結果、原案を了承し、経営協議会において審議することとした。

## 2. 報告事項

- (1) 社団法人国立大学協会第6回通常総会について  
学長から、報告資料1に基づき、3月1日に東京都において開催された標記会議について報告があった。
- (2) 平成18年度大学教育の国際化推進プログラム(海外先進研究実践支援)の申請について  
学術部長から、報告資料2に基づき、平成18年度の文部科学省補助金による標記プログラムについて、学内から2件の応募があり、選考の結果、資料のとおり1件を決定し、申請を行った旨報告があった。
- (3) 平成18年度香川大学国際交流基金援助事業採択結果について  
学術部長から、報告資料3に基づき、平成18年度における標記事業について、学内から応募のあった13件について、2月20日開催の学術国際交流委員会及び2月21日開催の留学生委員会において資料のとおり採択課題を決定した旨報告があった。  
なお、役員から、同事業が教育研究の質の向上に資すること及び有用性について審査するよう、平成19年度からの選考方法及び選考基準(年齢制限を含む。)を見直すことについて意見があった。

**(4) 障害者雇用について**

労務担当理事から、報告資料4に基づき、2月10日開催の役員会の決定した方針に基づき、障害者雇用のための候補者を選考したことについて報告があった。

**(5) 非常勤教員について**

労務担当理事から、報告資料5及び参考資料に基づき、3月3日開催の部局長等会議において部局長から質問のあった、「非常勤教員」の定義について整理した旨報告があった。

**3. その他**

**(1) 役員が学部の教授を兼ねることについて**

労務担当理事から、資料に基づき、平成18年度において役員が学部の教授を兼ねることについて、本学の教育等に支障を来すなどのやむを得ない事情について説明があり、役員会として学部の授業担当をすることを了承した。

**(2) 職員の異動について**

総務・財務担当理事から、4月1日付けの職員(部長級)の異動について、内示があった旨報告があった。

閉会 16時57分